

事務連絡  
平成23年9月29日

各地方整備局 企画部 技術管理課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 技術管理課長補佐 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房技術調査課  
工事監視官

### 出来高部分払方式における出来高の算出方法について

出来高部分払方式については、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）により実施しているところであるが、このたび、出来高算出の効率化を目的に、下記のとおり算出方法を定めたので、出来高の算出時において適正に運用されたい。なお、本件については、大臣官房地方課に協議済みであることを申し添える。

#### 記

##### 1. 出来高の算出方法について

出来高数量の算出が煩雑あるいは困難である等の理由により出来高部分払いの推進が図られていない実状を踏まえ、下記のとおり算出方法を定めるので通知する。

##### (1) 簡便な出来高算出方法

設計書における細別の構成が複雑であるため、出来高の算出が煩雑等になっている細別について、代表的な細別の出来高数量を基に出来高を算出できることとした方法である。

対象の工種、範囲等については、別添1の「簡便な出来高算出方法による出来高算出要領（案）」を参照されたい。

##### (2) マイルストーン方式による出来高算出方法

鋼橋上部工の工場製作のように、製作過程の一連の作業が多岐にわたるため出来高算出が困難になっているものについて、マイルストーンを設定し、出来高を算出できることとした方法である。

鋼橋上部工事において、「鋼橋上部工事における出来高確認の実施について」（平成23年3月31日付け国官技第378号）に基づき設定した出来高確認段階の出来高算出方法については、別添2を参照されたい。